

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正に  
ついて

荒尾市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例

別紙添付

提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の2の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税

額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の2の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書

類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 6 , 5 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 , 0 1 8 , 9 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

荒尾市長 浅田敏彦





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,767,219	606,507	6,373,726
	2 国庫補助金	1,603,155	606,507	2,209,662
歳入合計		26,412,443	606,507	27,018,950

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,034,284	606,507	12,640,791
	1 社会福祉費	5,978,264	606,507	6,584,771
歳 出 合 計		26,412,443	606,507	27,018,950



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	12,034,284	606,507	12,640,791
歳出合計	26,412,443	606,507	27,018,950



2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	5,767,219	606,507	6,373,726
	2 国庫補助金	1,603,155	606,507	2,209,662
	1 総務費国庫補助金	709,984	606,507	1,316,491

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務費国庫補助金	606,507	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金





(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	386	1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分） 606,121
10 需用費	55	消耗品費 (55)
11 役務費	913	手数料 (913)
12 委託料	24,153	その他委託料 (24,153)
		住民情報システム改修委託料 (440)
		緊急支援給付金申請受付等業務委託料 (23,713)
18 負担金、補助及び交付金	581,000	交付金 (581,000)
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (581,000)
		2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）（時間外手当） 386
		時間外手当 (386)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	349 ( 286 )	380,061	1,238,789	811,518	2,430,368	494,092	2,924,460	
補正額	( )			386	386		386	
計	349 ( 286 )	380,061	1,238,789	811,904	2,430,754	494,092	2,924,846	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	39,120	1,631	25,369	18,478	912	1,964	113,359	183
	補正額							386	
	計	39,120	1,631	25,369	18,478	912	1,964	113,745	183
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,452	236	18,504	339,914	222,789	24,095	3,512	
	補正額								
	計	1,452	236	18,504	339,914	222,789	24,095	3,512	